

小矢部市情報公開条例

(平成12年4月3日条例第30号 制定)

(平成16年12月22日条例第16号 一部改正)

(平成17年12月22日条例第33号 一部改正)

(平成19年9月27日条例第21号 一部改正)

(平成23年3月28日条例第1号 一部改正)

(平成27年3月23日条例第6号 一部改正)

(平成28年3月24日条例第1号 一部改正)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第17条）

第3章 審査請求（第18条—第21条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第22条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に即し、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もってより身近で開かれた市政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行され一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(3) 公開 実施機関が、この条例により公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用し、第三者の権利を不当に侵害しないように努めなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求ができるもの)

第5条 何人もこの条例に定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(請求手続)

第6条 前条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公文書の公開を請求するものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか 実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の規定により公文書の公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる事項を提供するよう努めなければならない。

(公開義務)

第7条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

(3) 法令等の規定若しくは国又は他の地方公共団体その他の公共団体からの指示により、公開す

ることができないと認められる情報

- (4) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する意思形成過程における情報であって、公開することにより公正又は適切な意思形成に著しい支障が生ずるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う監査、検査、取締り、契約、試験、租税の賦課又は徴収、争訟、交渉、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (7) 実施機関（市長を除く。）及び市の執行機関の附属機関並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る議案、会議資料、会議録等に関する情報であって、規則、議事運営に関する規程等又は議決により公開しない旨を定めているもの及び公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

（部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨を損なわれることがないと認めるときは、公開請求者に対し、当該非公開情報に係る部分を除いて公文書の公開をしなければならない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第3号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要と認めるときは、公開請求者に対して、当該公文書を公開することができる。

（存否に関する情報）

第10条 実施機関は、公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを回答するだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書の全部を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 実施機関は、前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）を公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求のあった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求のあった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

（理由の付記）

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

（第三者保護に関する手続）

第14条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書を公開する決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定した旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定める方法により行う。

2 実施機関は、公文書の公開をする場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより公文書の公開を行うことができる。

（費用の負担）

第16条 この条例の規定による公文書の公開に要する手数料は、徴収しない。ただし、公文書の写しの作成及び当該写しの送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

（他の制度等との調整）

第17条 この条例は、法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しないものとする。

2 この条例は、市立図書館その他市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しないものとする。

第3章 審査請求

(審査請求ができるもの)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に不服のあるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づく審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、法第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第19条 実施機関は、前条の審査請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、小矢部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年小矢部市条例第15号）に定める小矢部市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 当該審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人及び参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を却下する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定する場合について準用する。

(1) 公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報提供に係る実施機関の責務)

第22条 実施機関は、この条例の規定に基づく公文書の公開のほか、市民生活の向上及び市民の市政に対する理解を深めるため、広聴活動等により市民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報の積極的な提供及び公表に努めるものとする。

2 実施機関は、その作成又は取得に係る刊行物その他の資料であって、市民の利用に供することを目的としているものについて、閲覧等を行うための必要な体制の整備に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第23条 市から出資、出捐又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等が保有する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、出資団体等で資本金又は基本財産（基金を含む。）の額に占める市からの出資又は出捐を受けた額の割合が、2分の1以上の団体は、その性格及び業務内容に応じ、当該団体の保有する情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第24条 市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該施設の公共性にかんがみ、当該公の施設の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(公文書の管理)

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な管理を行うものとする。

2 実施機関は、規則等で定めるところより公文書の管理に関する定めを設けなければならない。

3 前項の規則等においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書に関する必要な事項について定めるものとする。

(文書検索目録の作成)

第26条 実施機関は、公文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第27条 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開について実施状況を取りまとめ、公表しな

なければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲で、小矢部市規則で定める日から施行する。〔平成12年7月3日規則第33号により、平成12年10月1日から施行〕

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

(任意的公開)

- 3 実施機関は、施行日以前に作成し、又は取得した公文書について、公開の請求があったときは、これに応じるよう最大限努めなければならない。

附 則（平成16年12月22日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小矢部市情報公開条例第7条及び第14条第1項の規定は、平成17年4月1日以後にされた公開請求（同条例第6条第1項に規定する公文書の公開の請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の小矢部市情報公開条例第22条第3項の規定により委嘱された小矢部市情報公開審査会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、小矢部市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定により小矢部市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

- 4 この条例の施行前に小矢部市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは小矢部市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について小矢部市情報公開審査会がした調査審議の手続は小矢部市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則（平成17年12月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 9 月27日条例第21号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月28日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月23日条例第 6 号抄）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日条例第 1 号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。